

令和 8 年 9 月 16 日

山形村長 百瀬 繁寿

入札公告

下記のとおり、一般競争入札を行うので、山形村財務規則第 106 条の規定により公告する。

記

1. 入札に付す事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 入札件名 | 令和 8 年度山形村スカイランドきよみず付帯施設解体工事 |
| (2) 工事概要 | 旧スカイランドきよみず付帯施設解体工事一式
対象施設:ゴルフ練習場、従業員棟、焼却炉 |
| (3) 施工内容 | 設計書及び仕様書による |
| (4) 施工場所 | 東筑摩郡山形村清水高原 |
| (5) 履行期限 | 令和 9 年 3 月 31 日 |

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日時点において、山形村競争入札参加資格者名簿（建設工事）に解体工事の業種で有効に登載されている者であること。
- (3) 解体工事に係る建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 行政機関の指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 山形村暴力団排除条例第 2 条第 2 項に規定する暴力団員または同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 松本市、塩尻市、安曇野市または東筑摩郡内に本店、支店または営業所を有していること。

3. 参加申請方法

入札参加申込書の提出をもって入札参加とみなす。

4. 受付期間

令和 8 年 9 月 16 日午前 9 時から令和 8 年 9 月 25 日午後 5 時まで(必着)

5. 入札保証金

(1) 保証金の納付

- ① 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の 100 分の 5 以上額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を免除された者を除く。

- ② 入札保証金の納付に係る取扱いは、以下のいずれかによる保証によるものとする。
 - (ア) 金融機関の入札保証
 - (イ) 損害保険会社の入札保証保険
 - (ウ) 金融機関・保証事業会社の契約保証の予約
 - ③ 保証書は入札参加申込時に写しを提出すること。ただし、保証金の免除を申請した者については、提出の指示があったときとする。
 - ④ 保証書の原本は入札日当日に持参、提出すること。
 - ⑤ 保証書の提出がない者は入札に参加することができない。ただし、保証金の免除を受けた者を除く。
 - ⑥ 保証書は開札終了後に返却する。ただし、落札者については、契約締結後に返却又は契約保証金へ振り替えるものとする。
- (2) 保証金の免除
- ① 次のいずれかに該当する者であって、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められた者は、入札保証金を免除する。
 - (ア) 入札公告日から過去2年以内に、公的機関その他これに準ずる機関を相手方として、本件と同種同規模の工事請負契約を2回以上誠実に履行した実績を有すると認められた者。なお、同種同規模とは、土木一式工事、建築一式工事、解体工事において、見積もった額と同程度以上の契約実績をいうものとする。
 - (イ) 長野県の資格総合点数（解体工事）が739点以上である者
 - ② 免除を受けようとする者は、参加申込時に免除の条件に該当することを証する書類を添付すること。
 - ③ 免除の可否に係る審査結果は入札執行日の5日前までに通知する。
 - ④ 入札保証金を免除された落札者が契約を締結しないときは、落札決定額の100分の5に相当する額を徴収する。

6. 設計書に関する質問書

- (1) 提出先 山形村役場総務課
- (2) 提出方法 村公式ウェブサイトの質問書提出フォームによる
- (3) 提出期限 令和8年9月28日 午後5時まで
- (4) 回答方法 村公式ウェブサイトに掲載する
- (5) 回答期限 令和8年10月1日 午後5時まで

7. 入開札日時・場所

- (1) 令和8年10月6日 午前10時
- (2) 山形村役場2階大会議室

8. 入札書の提出方法

入札日に持参（代理人による場合は、併せて委任状を提出すること。）

9. 入札回数

- (1) 入札回数は2回を限度とする。
- (2) 2回の入札を経てもなお予定価格の制限に達しない場合は、有効な最低価格を提示した者を対象に、2回を限度として見積もりの徴取を行う。

10. 無効の入札書

山形村財務規則第112条各号の一に該当する入札書は無効とする。

11. 最低制限価格制度の適用

本入札においては、山形村最低制限価格制度実施要綱の規定を適用する。

12. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

13. 契約保証金

落札決定日から5日以内に、契約金額に100分の10を乗じた額以上の額の契約保証金を村に納付しなければならない。ただし、山形村財務規則第124条第3項各号のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

14. その他

山形村財務規則により施行する。